

「大分市環境基本計画（第４次）」（素案）
市民意見公募（パブリックコメント）実施結果

【意見募集期間】

令和６年１２月１６日（月曜日） ～ 令和７年１月１５日（水曜日）

【意見者数】

１名

【意見数】

１０件

番号	意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
１	７ページの下部にカーボンニュートラルを表すイラストが掲載されていますが、イラストの意味するところを分かり易く補足する言葉がないので、分かり易い言葉の表記をして欲しいです。「再生可能エネルギーの活用、促進」「緑による二酸化炭素の吸収」など分かり易くした方が良いのではないのでしょうか。	７ページのイラストについては、分かりやすくするために、イラストを修正し、説明文を追記します。
２	８ページに「気候変動適応計画の概要」（出典：気候変動適応計画の概要 環境省）が掲載されていますが、適応策と対にして緩和策に対して「地球温暖化緩和計画の概要」というものもあるべきではないかと思います。環境省が作成していないのであれば、大分市として独自に作成すると良いのではないかと思います。	８ページには環境の現状について、最近の主な国内の動向を記載しています。 また、本市では、令和６年９月に、大分市環境基本計画の個別計画として、「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画」と言う。）を策定しています。この実行計画では、地球温暖化に対して「緩和策」と「適応策」を両輪に据えて対策を推進することとしています。
３	９ページの第４次大分県環境基本計画の施策体系の基本目標Ⅰには「地球温暖化の緩和と気候変動への適応」とあります。また、３６ページの３ 施策体系の基本目標⑤ゼロカーボンシティを実現するまちの１と２にも緩和策と適応策は挙げられています。前述したように緩和策と適応策はどちらも重要視されるべき目標なので、地球温暖化緩和計画も作って欲しいです。	なお、本計画の１３ページに実行計画の概要について記載をしております。

番号	意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
4	25 ページの下から 2 行目に「幅広い年齢」、54 ページ（2）基本的な考え方の 6 行目に「子どもから大人まで」、56 ページ「取組方針」（1）に「あらゆる主体・世代への環境教育・環境学習の推進」、57 ページの 3 取組内容（1）にも「あらゆる主体・世代への環境教育・環境学習の推進」とあります。今まさに起こっている地球環境の危機は今の大人に大きい原因と重い責任があるので、あらゆる主体・世代を対象とした環境教育・環境学習はもちろん必要だと思いますが特に大人、事業者などへのアプローチが広がると良いと思います。それを踏まえて 55 ページのイラストに描かれている人が、子供が多すぎると思います。そして 52 ページ「基本施策 1」の 3 つめの●の記述「子どもたちに省エネルギーなどを実践する取組を展開し、家庭内での環境教育・環境学習を推進します」に関しては「子どもたちとその家族」というように「子ども」に限定しない言い回しをして欲しいです。	57 ページの環境教育等の推進では、子供に限らずあらゆる主体・世代を対象として、また学校や家庭、地域、職場などあらゆる場において、環境教育・環境学習の機会を提供することとしています。 また、66 ページの事業者の環境配慮指針の「環境教育・連携」では、事業者の具体的な取組を示すことで、自主的な環境教育・環境学習の推進することとしています。52 ページの取組に関する記述は「子どもたちとその家族に省エネルギーなどを実践する取組を展開し、家庭内での環境教育・環境学習を推進します」に修正します。
5	27 ページの「自然環境分野における指標」の 3 つ目に「年間間伐面積」がありますが、「年間再造林面積」も加えると良いと思います。	27 ページの指標は、2017（平成 29）年に策定した「大分市環境基本計画（第三次）」で指標として設定していたものです。 これに代わる新たな指標として、37 ページに「森林整備面積」を設定しています。
6	32 ページ（3）事業者アンケート調査の結果「外来生物による生態系への影響」、「土地の開発が田畑など身近な自然に及ぼす影響」については、『あまり関心がない』『関心がない』と回答した事業者が 18%を超えているとあるので、事業者へのアプローチなどを強化して欲しいです。	生物多様性の保全については、35 ページの「基本目標 1」に位置付けるとともに、38 ページの「基本施策 2 生物の多様性を守ります」に記載の取組内容を通じて、事業者とも連携し生物多様性の保全を目指することとしています。
7	37 ページの下部に■環境指標があり一番上に「森林整備面積」が載っていますが、間伐でしょうか、造林でしょうか、どのような整備が行われているのでしょうか。	37 ページの森林整備面積とは、間伐や除伐の施業面積を指します。
8	38 ページ基本施策 1 の 1 つめの●に「間伐等の森林整備」とありますが、「間伐や造林等の森林整備」としてはどうでしょうか。	38 ページの基本施策 1 の記述は「森林の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、間伐や再造林等を促進します。」に修正します。

番号	意見（要旨）	意見に対する本市の考え方
9	41 ページ基本施策 1 の 6 番目の●に「花木の苗の配布などにより、まちの緑化を推進します」とありますが、3 つ目の●の「既存の街路樹、グリーンベルト（緑地帯）の保全を図る」事に加えて新たな街路樹の植樹や、撤去後の街路樹の補植にも触れて欲しいです。	街路樹の植樹や撤去後の街路樹の補植については、沿線住民の意向や歩道幅員等もあることから、頂いたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
10	63 ページの 1 市民の環境配慮指針の中の「おおいたらしい風景を守り活かすまち（快適環境）には 3 つ目に「生垣の設置や庭木の植栽など、緑化に努めます」とあるが、65 ページの 2 事業者の環境配慮指針の同じ目標の中では 4 つ目の●で「緑のカーテンなどの導入により、事業所の緑化に努めます」となっている。事業者の環境配慮指針（2）のゼロカーボンシティを実現するまち（地球環境）においても 9 つ目に「敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます」とあり、重複しているので、市民の環境配慮指針と同じように、事業者も快適環境の指針では「生垣の設置や庭木の植栽など、緑化に努めます」とすると良いと思います。	65 ページの事業者の環境配慮指針の「快適環境」に関する記述は「緑のカーテンなどの導入により、事業所の緑化に努めます」に代えて「生垣の設置や庭木の植栽など、緑化に努めます」に修正します。